

と読み替えるものとする。

第二十五条の二の二第十項中「第七項まで及び前項」を「前項まで」に改める。

第二十五条の二の三第八項を次のように改める。

8 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の一の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の三第十項中「第七項まで及び前項」を「前項まで」に改める。

第二十五条の三第五項を次のように改める。

5 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第二十五条の三第七項中「第四項まで及び前項」を「前項まで」に改める。

第二十五条の三の二第四項を次のように改める。

4 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三の二第一項」と読み替えるものとする。

第二十五条の三の二第六項中「第三項及び前項」を「から前項まで」に改める。

第二十五条の三の三第四項を次のように改める。

4 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第二十五条の三の三第六項中「第三項及び前項」を「から前項まで」に改める。

第二十五条の四第一項中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

(連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例)

第三十条の二 法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連

結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第十五条から第二十二条の二まで及び次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第十五条から第二十二条の二まで及び第三十一条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第三十条の二（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第三十条の二に規定する政令で定める規定」とする。

第四十条の三及び第四十条の四を削り、第四十条の五を第四十条の三とする。

第四十三条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条の規定

又は租税特別措置法第八十七条の六」に改め、「製造場から移出した」を削り、「同法第三十条第三項」を「酒税法第三十条第三項」に改める。

第五十二条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に「（平成十四年法律第百四十七号）」を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十九条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「（同法）の下に「第九十三条及び」を加え、同条第三号中「（同法）の下に「第一百六十五条の五の三及び」を加え、「規定を」を「規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十条の規定を」に改め、同条第四号中「の規定」の下に「（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十五条の規定を除く。）」を加え、同条第五号中「の規定」の下に「（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十五条の規定を除く。）」を

所得税法第百七十九条の規定を除く。)」を加える。

第十三条の次に次の二条を加える。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十三条の二 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年ににおいて第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同条及び同法第

百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

一 その年の所得税法第一百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二 その年分の所得税法第一百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百六十五条の五の三及び第一百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

3 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第一百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載

された金額を限度とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「同条」を「同法第百六十五条の五の三及び第一百六十五条の六」に、「前条」を「前二条」に改める。

第十五条中「前二条」を「第十二条から前条まで」に改める。

第十七条第一項第二号中「及び第十四条」を「から第十四条まで」に改める。

第二十八条第二項中「額に」を「額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があつた場合（当該所得税について第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用

があつた場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

第二十八条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 稟税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付（同法第三十七条の十一の六第七項の規定により平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対しても還付しなければならない。

第二十八条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第百七十条の規定及び第二十八条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七条第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八条第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第三十条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項

各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

第二十九条第二項中「前条第六項及び第七項」を「前条第九項及び第十一項」とする。

第三十条第三項中「第二十八条第六項及び第七項」を「第二十八条第九項及び第十一項」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

号	第四十五条第一項第三所得稅	所得稅及び復
第四十五条第一項第三所得稅	所得税	所得税及び復

興特別所得税

を

号	第四十五条第一項第三所得稅	所得稅及び復
第九十三条第一項	係る所得稅の額	係る所得稅及び復

別所得税

に、

興特別所得税の額の合計額

項

項	第一百六十五条の六第二の控除限度額と	の控除限度額及び復
	として政令で定める	

興特別所得税控除限度額

金額と

所得税の額の合計額
別所得税控除限度額

と

を

第一百六十五条の五の三

係る所得税の額

係る所得税及び復興特別

第一項

第一百六十五条の六第二
項

の控除限度額と

の控除限度額及び復興特
として政令で定める金額

第三十九条第四項

所得税につき所
法第一百五十三条

第一項各号

に改め、同表租税特別措置法の項中

号

第八条の四第三項第四

同法第九条の六第三

五一

項

同法第九条の六の二

第三項

同法第九条の六の三

第三項

同法第九条の六の四

第三項

及び当該

係る同法

所得税の額に

という。) (

同法第八条の四第一

項の規定による所得 税の額」と、同法	特定調整外国税相当	額()	の額	第九条の三の二第三項 第一号	第九条の三の二第六項	は、同法	及び当該上場株式等 の配当等に係る同法
-----------------------	-----------	------	----	-------------------	------------	------	------------------------

得税

所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の二につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）

を

に相当する

第九条の三の二第七項

（租税特別措置法）のうち所得税の額

に相当する

の額

「租税特別措置法

第九条の六第一項	所得税の額
第九条の六第三項	所得税の額
第九条の六第四項及び 第九条の六第二第一項	所得税の額
第九条の六第二第三項	所得税の額
同法の については、同法	同法の については、同法
所得稅の額	所得稅の額

					第九条の六の二第四項 及び第九条の六の三第三項 一項	所得税の額
第九条の六の四第三項 一項	所得稅の額	第九条の六の三第四項 及び第九条の六の四第一項	所得稅の額	ついては、同法	同法の	所得税の額
同法の						

東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」と

第九条の六の四第四項 第三十九条第四項	所得税の額 所得税につき所得税	については、同法
第一項各号	法第一百五十三条の一	

いう。) 第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第三項

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第三項